

## 崇城大学 研究費等に関する不正防止計画

本学では、「崇城大学 研究活動に関する不正防止に関する規程」により、研究費等の適正な運営及び管理を行うため、崇城大学研究費等に関する不正防止計画を下記のとおり定める。

不正が発生しうる要因		具体的な取組内容
<b>【Ⅰ. 学内の責任体系の明確化】</b>		
1	研究費の責任者等とその責任範囲・権限について、時間の経過により認識が低下する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学における責任体系を平成 21 年 12 月より HP 上で公開し、大学で定めた責任範囲、権限については常に確認、認識ができる体制をとっている。(H27.4 月改定)</li> <li>・会議等において、適宜各責任者に対し責任体制について啓発し、意識の向上を図る。</li> <li>・責任者等の異動に当たっては、引継ぎ等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。</li> </ul>
2	(防止計画を推進する) 部署間の連携が不十分であり不正に対するけん制効果が希薄になっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理体制の強化</li> <li>・防止計画推進部署と監事、公認会計士、内部監査チームの連携を強化する。</li> </ul>

<b>【Ⅱ. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備】</b>		
1	研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務処理手続きに関するルールを盛り込んだハンドブック等を作成配布、また、各手続きのマニュアルを作成周知することにより、適正運用の徹底を図る。</li> <li>・構成員（教員、職員、学生）を対象に研修会や説明会を定期的で開催し、研究費に携わる者としての意識向上を図る。</li> <li>・構成員に対し、行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を図る。</li> <li>・規則等を遵守し、不正を行わない旨を記載した誓約書の提出を求める。</li> <li>・運用の実態を毎年度把握し、使用ルールとの乖離が見つかった場合には、適宜検討を行い、見直しを図る。</li> </ul>
2	公的研究費が税金によって賄われていることに対して、研究者・事務職員の意識が欠如している。	
3	コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	
4	不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。	
5	時間の経過により、使用ルールと運用の実態が乖離している。	

<b>【Ⅲ. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施】</b>		
1	不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施がされていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防止計画推進部署の設置</li> <li>・研修後の理解度テスト等を利用して、研究費の不正使用等を発生させる要因の把握に努め、関係部署が連携・協力をを行い、不正防止計画の策定及び実施を行う。</li> </ul>

2	研究現場の実態を反映した不正発生要因の把握が不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者、事務職員が研究費執行について話し合う機会を定期的に設ける。</li> <li>・公的研究費の統括部署である地域共創センターのセンター長及び副センター長（教員）の意見を踏まえたうえで、学科会議等で先生方の意見を集約し、運用・取り決めを行う。</li> </ul>
---	-------------------------------	--

【IV. 研究費の適正な運営・管理活動】		
1	予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算執行状況は、研究者、事務職員ともにWebシステムで常時把握できる仕組みとなっている。</li> <li>・予算執行の進捗については、事務が定期的に把握しており、研究者に確認し、必要に応じ改善を求めている。</li> </ul>
2	取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者がWebシステムを利用して入力することで、見積回答、事務側の承認後に発注され、研究者による発注は認めていない。</li> <li>・検収業務については、検収担当者の事務職員を置き、納品された全てのものに対しての検収が確実に行われる体制を構築している。</li> <li>・支払いは、外注先（用度業務も兼ねている）からの請求書と検収担当者により検収された納品書とを確認のうえ、支払いを行っている。</li> </ul>
3	旅行に関する客観的事実の確認が不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張については、出張報告書や、旅行の事実を証明するもの（搭乗券半券、乗車証明書、宿泊証明）の提出を義務化している。</li> </ul>
4	研究者発注における業者との取引実態が把握できていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者が立替払いにより購入した際は、事後、納品検収を行い、記録として写真を残す。</li> <li>・内部監査の際に、必要に応じて業者の原伝票と照合等、発注・検収に関する事後的な検証を厳格に行う。</li> </ul>
5	謝金・賃金の支払いに関する客観的事実の確認が不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前にアルバイト採用届の提出のない学生に対しては、賃金等の支出を行わない。</li> <li>・アルバイトの出勤簿の保管の徹底。（保管先の検討）</li> <li>・必要に応じて、アルバイトと接触し、勤務状況等の確認を行う。</li> </ul>
6	癒着防止に向けた取引業者の意識向上のための取り組みが出来ていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正使用防止に関するリーフレットを作製、配布することにより、どのような行為が不正使用にあたるかを業者にも認識させる。</li> <li>・不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について、本学の不正対策に関する方針及びルール等を含め、HP上で公開する。</li> <li>・規則等を遵守し、不正に関与しない旨を記載した誓約書の提出を求める。</li> </ul>

【V. 情報の伝達を確保する体制の確立】		
1	研究者が使用ルールに変更があったことを知らずに公的研究費を執行してしまう。	・学内の執行方法や、使用ルールの変更等については、適宜説明会の開催や、周知を徹底し、認識のずれが生じないように努める。
2	使用ルール等の誤った解釈で研究費を執行する。	・研究費の使用に関するルール等についての相談窓口を設置している
3	時間の経過により、研究者・事務職員の使用ルールの理解度が低下する。	・使用ルール等の理解度確認のため、研究者・事務職員向けのアンケートを実施し、理解度の低い項目については、説明会やメール等により周知を図り、理解度の向上を図る。
4	本学の研究費不正に対する取り組みや方針等が学外に公表されていない。	・本学の研究費不正に対する取り組みや方針等について、当該規程等を含めHP上で公開する。
5	告発通報窓口が分かりにくいいため、不正が潜在化する	・通報者の保護や告発通報窓口についてHP上で公開し、研修会を通して周知徹底を図る。

【VI. モニタリングの充実】		
1	不正発生要因に基づいたモニタリング・内部監査を行う仕組みが不十分である。	・モニタリングの実施項目、内部監査の実施要領について、最高責任者が不正発生要因を踏まえたものになっているかの確認を行う。